

令和5年

第11回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日時 令和5年11月27日 午後2時00分～
場所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(9番佐々木 大輔委員、10番西野 徳光委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 10 第5号議案 非農地通知について
- 日程 11 協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 日程 12 その他

- 令和5年12月6日（水） 10：30～
・女性農業者との交流会
【ふれ愛支援センター 多目的ホール】 <女性農業者担当部会委員>
- 令和5年12月15日（金） 15：00～
・第93回常設審議委員会
【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>
- 令和5年12月17日（日） 13：00～16：00
・第3回新規就農・就業チャレンジフェア
【新潟市 新潟東映ホテル】 <高村委員>
- 令和5年12月25日（月） 9：30～
・第12回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(14時00分開会)

議長 それでは、令和5年第11回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、9番佐々木大輔委員、10番西野徳光委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。16番高橋委員。

16番高橋委員 8月に実施した第1回農地パトロール、11月に実施した第2回農地パトロールについてご報告いたします。

8月の農地パトロールでは例年どおり市内を12地区に分け、農業委員と農地利用最適化推進委員で実施しました。

第1回のパトロール結果はお手元に配布した資料をご覧ください。昨年との比較で再生利用が可能な遊休農地は、農地へ再生したもの、再生困難と認定したもの、新規発生したものを差し引きし、21,638㎡となりました。また、管理不全による文書指導を12名に実施いたしました。

再生利用が困難な農地として非農地判断した農地が94,370.64㎡で、詳細は第5号議案にあるとおりです。また、違反転用が2か所ありまして、いずれも指導文書を発出しております。

次に、11月9日に行われました第2回農地パトロールについて報告します。出席者は農地特別委員会19名に加え、会長、会長職務代理、農政特別委員長からも出席をしてもらいました。

今回パトロール対象とした農地は、違反転用関係が3か所、大規模転用予定地2か所、非農地認定1か所です。

違反転用の3か所については、事前に文書、口頭指導を実施しておりまして、地区の委員を中心に今後も注視していくことを確認いたしました。大規模転用予定地2か所については、所在と周辺農地の確認、現状把握をしたところです。非農地認定の1か所については、農地と認められる箇所があったため、非農地としての認定はせず、1年間状況を確認し判断することといたしました。

以上、今年度の農地パトロールについて報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、高橋委員ありがとうございました。他にございますでしょうか。14番片桐委員。

14番片桐委員

おはようございます。令和5年度の食育出前授業が予定していた全ての小学校で終わりましたので、報告いたします。

今年度は合計5校で実施しました。大和地域は6月14日

に三用小学校、6月16日に藪神小学校で行いました。六日町地域は10月31日に城内小学校と11月2日に北辰小学校、塩沢地域は11月8日に塩沢小学校で実施いたしました。

ぬか釜炊飯も全ての学校でおいしく炊き上がり、米作りの講話と食育の講話も順調に済みました。皆さんからご協力いただき、大変ありがとうございました。来年度についても引き続き実施したいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。他にございますでしょうか。無いようでしたら、私の方から1点報告いたします。

本日11月27日の午前中に農作業料金部会と農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成委員会が開催されました。

本来であれば農政特別委員長から報告をいただくところではありますが、12月に標準料金表というものが出来上がった段階でさせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3 ページをご覧ください。前回総会以降 8 件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約通知について 5 ページをご覧ください。こちらは 31 件です。

1 番、2 番は関連案件です。浦佐の畑 1 筆、いずれも農協仲介の契約で、耕作者の都合による解約です。

3 番、浦佐の田 1 筆、所有者の都合による解約で、解約後は自作をするということです。

4 番、五箇の田 4 筆、借受人の都合による解約です。

5 番、市野江甲の田 1 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

6 番、一村尾の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

7 番、九日町の田 12 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

8 番、八幡の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

9 番、藤原の田 3 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

10 番、11 番は同じ借受人の方の案件です。

10 番、泉甲の田 1 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

11 番、泉甲の田 1 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

12 番、五日町の田 5 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

13 番、14 番は同じ借受人の方の案件です。

13 番、上十日町の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

14 番、上十日町の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

15 番、中の田 1 筆、借受人の都合による解約です。

16 番、天野沢の田 1 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

17 番から 28 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容の見直しのための解約で、後ほど利用権の設定

があがってきます。

29 番、大木六の田 1 筆、第三者との貸借契約のための解約で、今後貸し付ける予定とのことです。

30 番、姥島新田の田 2 筆、契約内容の見直しのための解約で、今後貸し付ける予定とのことです。

31 番、滝谷の田 5 筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

13 ページをご覧ください。こちらは 8 件です。

1 番、五箇の田 3 筆、借受人の都合による解約です。

2 番、穴地の畑 2 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3 番、穴地の畑 1 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4 番、東泉田、大月の田 8 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5 番、藤原の田畑 3 筆、借受人の都合による解約です。一部については、後ほど利用権の設定があがってきます。

6 番、上十日町の田 10 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

7 番、天野沢の田 3 筆、契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

8 番、中野の田 4 筆、第三者との貸借契約解約のための解約です。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

16 ページをご覧ください。こちらは 2 件です。

1 番、大沢の登記畑、現況雑種地 1 筆 325 m²、こちらは耕作者である父が高齢になったため耕作放棄地化した農地で、農地でなくなった年月日は平成 18 年 4 月 1 日です。現地については、10 月 23 日に小林憲一委員に現地を確認していただいております。資料は 1-2 ページをご覧ください。なお、相続によって名義変更が発生したため、地図に記載のある名義と申請者名が異なっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

2番、八色原の登記畑、現況宅地1筆256㎡、こちらは過去に農地法上の農地から外れた農地です。現地については11月1日に山田委員に確認していただいております。資料は3-4ページをご覧ください。なお、こちらの案件につきましても、相続により申請者名と地図に記載のある名義が異なっている案件です。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。農業委員2番田邊委員。

2番田邊委員

1点質問です。3ページの農地転用事実確認書の交付についてを見ますと、転用事業完了日が昭和の頃の案件など現地確認までにタイムラグがある案件がいくつか見られるのですが、こういったケースはいくつかあるのでしょうか。

一之谷係長

転用事業完了日と現地確認日に間が空いている案件ですが、こちらは転用の許可を受けて事業を完了した後に、何らかの理由で今まで事実確認願を提出していなかったものになります。こういった案件はいくつかありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

田邊委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めま

一之谷係長

す。一之谷係長。

(第2号報告朗読)

18 ページをご覧ください。前回総会以降5件のあっせん委員の指名を行っております。

1番、大木六新田の田6筆10,810㎡、売買の申出です。市内にある農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、10月31日に高村英男委員、星野覚雄委員を指名しております。

2番、五日町の田3筆2,685㎡、売買の申出です。離農に伴い所有農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、桑原宏太委員、西野徳光委員を指名しております。

3番、五郎丸の田10筆7,878㎡、売買の申出です。市内にある農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、11月10日に高村英男委員、星野覚雄委員を指名しております。

4番、余川の田2筆1,029㎡、売買の申出です。市内にある農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、11月10日に牛木友哉委員、勝又信行委員を指名しております。

5番、君沢の田2筆2,095㎡、売買の申出です。後継者がおらず、農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、11月13日に小林憲一委員、飯酒盃大祐委員を指名しております。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の3条申請は16件です。

113番、大桑原の田1筆2,785㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり36円です。申請者は親子の関係で、親子間で貸借契約を結んでおりましたが、今回借入地を取得するために申請に至りました。譲受人の方は認定農業者であります。

114番、鰐島の田1筆2,424㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり701円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

115番、城山新田の田2筆2,034㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり836円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

116番、四十日の畑1筆152㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり691円です。自宅に隣接する農地を取得し、新規就農するための申請で、取得後は家庭菜園を行うということです。

117番、五日町の田1筆1,282㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり500円です。こちらは渡人の方が農地を処分したいということで申請に至りました。譲受人は認定農業者で、申請理由は経営規模拡大のためです。

118番、野田の田1筆15㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり67円です。こちらの農地は譲受人の所有農地に隣接している農地で、取得後は畑として一体的に利用したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

119番、宮の田1筆800㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり375円です。申請理由は借入地を取得するためで、譲受人は認定農業者ということです。

120番、吉里の田2筆2,852㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり21円です。申請地が山間部にあるため耕作条件が悪く、対価が安くなっております。申請理由は経営規

模拡大のためです。

121 番、吉里の田 3 筆 3,971 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 26 円です。120 番案件同様に申請地が山間部にあるため耕作条件が悪く、対価が安くなっております。申請理由は経営規模拡大のためです。

122 番、五郎丸の田 1 筆 246 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 500 円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている農地で、取得後は一体的に利用するということです。申請理由は借入地を取得するためです。

123 番、大杉新田の畑 2 筆 127 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は所有者の所有する宅地に隣接している農地とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

124 番、津久野の畑 1 筆 113 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人の宅地に隣接しており、取得後は一体的に耕作されるということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

125 番、美佐島の登記畑、宅地、現況田、畑 3 筆 431.84 m²、贈与による所有権移転です。申請理由は経営規模拡大のためです。

126 番、西泉田の畑 1 筆 429 m²、贈与による所有権移転です。申請理由は経営規模拡大のためです。

127 番、128 番については、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定のため、説明を省略させていただきます。

第 1 号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

21 ページ 116 番案件、22 ページ 123 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページ 116 番案件、22 ページ 123 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、116 番、123 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(10 番西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案については全て承認されました。

日程 7 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長

日程 7 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第 2 号議案朗読)

26 ページをご覧ください。今月の 4 条申請は 2 件です。

12 番、塩沢の田 1 筆 91 m²、転用目的は事務所建築のためです。資料は 5-7 ページです。申請の内容ですが、申請地及び宅地内で事務所を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第 3 種農地となります。利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

13 番、早川の田 1 筆 680 m²、転用目的は粃殻一時置場です。資料は 8-10 ページです。申請の内容ですが、経営規模の拡大に伴い、粃殻の一時置場が不足してきたため、田面配布・堆肥化のための一時置場が必要となり申請をするものです。一時転用の期間は、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、粃殻一時置場のための一時転用であるため許可相当であると考えています。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 2 号議案 農地法第 4 条による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については全て承認されました。

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

28ページをご覧ください。今月の5条申請は5件です。

58番、山口の畑1筆224㎡、賃借権の設定で、転用目的はペンション増築です。資料については11-13ページです。申請の内容ですが、譲受人は宿泊客の増加で客室が不足しているため、ペンションを増築したいというものがあります。また、平成5年にペンションを増築し現在まで利用しておりますが、この度敷地内を調査したところ、申請地に建物がまたがっていることが判明したということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、既存施設の拡張に使用するものであり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであり、建築物の規模から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

59番、四十日の畑1筆182㎡、売買による所有権移転で、転用目的は資材置場のためです。資料については14-16ページです。申請の内容ですが、譲受人は隣接地で建築事務所を営んでおり、資材置場が不足しているため、建築資材置場としたいというものがあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な資材置場に使用するものであり、利用計画図等から計画

面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

60番、大杉新田の畑1筆93㎡、売買による所有権移転で、転用目的は農作業所敷地の拡張です。資料については17-19ページです。申請の内容ですが、譲受人は隣接地およびその農作業所を購入するにあたり、既存の進入路が狭く利用しづらいことから、申請地を農作業所敷地として拡張したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、既存施設の拡張に使用するものであり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

61番、余川の登記畑および田、現況畑の4筆233㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は住宅敷地の拡張のためです。資料については20-22ページです。申請の内容ですが、譲受人は既存住宅の老朽化とシロアリ被害により、住宅を建築することとなり、申請地を住宅敷地の拡張として利用したいというものであります。また、令和4年に住宅を建築しましたが、この度、家の登記および地目変更の登記にあたり、申請地に外構部分がかかっており農地転用の許可申請手続きが必要だったことが判明したとのことで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を農家住宅に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

62番、竹俣の畑1筆123㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は宅地の拡張です。資料については23-25ページです。申請の内容ですが、譲受人は介護用エレベーター取付けによる増築および消雪設備設置のため、宅地を拡張して利用したいというものであります。

また、平成22年に住宅の増築をしましたが、申請地に住宅および増築部分がかかっていたということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ではありますが、集落に接続した農地を一般

議 長

住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であると判断し、許可相当であると考えています。
以上です。

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

28 ページ 59 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ 59 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、59 番案件は原案のとおり承認されました。

続いて、農業委員 8 番中俣委員の除斥を求めます。

(8 番中俣委員退席)

28 ページ 60 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ 60 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、60 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員、中俣委員の除斥を解きます。

(西野委員、中俣委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先の案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案については全て承認されました。

日程 9 第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 9 第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第 4 号議案朗読）

31 ページをご覧ください。全部で 113 件です。

725 番、塩沢の田 3 筆、売買による所有権移転で、対価は m^2 あたり 432 円です。資料は 26 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

726 番、雲洞の田 4 筆、売買による所有権移転で、対価は m^2 あたり 372 円です。資料は 27 ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

727 番、芹田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

728 番、一村尾、名木沢、九日町の田 15 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

729 番、名木沢の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

730 番、九日町の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 8 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

731 番、今町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

732 番から 737 番までは同じ借受人の方の案件です。

732 番、穴地新田の登記畑、現況田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

733 番、穴地新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

734 番、穴地新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

735 番、穴地の畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

736 番、穴地の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

737 番、穴地の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

738 番、海士ケ島新田の登記畑、現況田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

739 番、川窪の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

740 番、小栗山の田 16 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

741 番、坂戸の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

742 番から 744 番までは同じ借受人の方の案件です。

742 番、六日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

743 番、六日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

744 番、東泉田の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

745 番、東泉田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

746 番、東泉田、大月の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

747 番、東泉田、大月の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

748 番、京岡の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

749 番、750 番は同じ借受人の方の案件です。

749 番、京岡新田、中川新田、山谷の田畑 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

750 番、津久野上新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

751 番、二日町の田畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部

で8俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

752番、藤原の田4筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり30,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

753番、下原の田2筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

754番から757番までは同じ借受人の方の案件です。

754番、下原、泉甲の田4筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

755番、泉甲の田17筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

756番、泉甲の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

757番、泉甲の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

758番、長森新田の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

759番、五日町の田11筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

760番、761番は同じ借受人の方の案件です。

760番、塩沢、上十日町の田4筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

761番、上十日町の田10筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

762番から764番までは同じ借受人の方の案件です。

762番、塩沢の田3筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり80kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

763番、塩沢、上十日町の田15筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり80kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

764番、上十日町の田2筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり80kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

765番から778番までは同じ借受人の方の案件です。

765番、泉盛寺、天野沢の田7筆、賃借権の設定で、対価は全部で4.5俵です。申請理由は経営規模拡大のため

す。

766 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

767 番、吉里、塩沢の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

768 番、塩沢の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

769 番、塩沢、天野沢の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

770 番、泉盛寺、天野沢の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 9 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

771 番、天野沢の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

772 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

773 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

774 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

775 番、天野沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

776 番、天野沢、樺野沢新田、樺野沢の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

777 番、樺野沢の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

778 番、樺野沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

779 番、栃窪の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

780 番から 782 番までは同じ借受人の方の案件です。

780 番、栃窪の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

781 番、栃窪の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

782 番、舞子の田畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a

あたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

783 番、舞子の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

784 番、舞子の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

785 番から 788 番までは同じ借受人の方の案件です。

785 番、中野の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

786 番、中野の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

787 番、舞子、姥島新田の 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

788 番、姥島新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

789 番、徳田新田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 70kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

790 番、五郎丸の田 5 筆、賃借権の設定で対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

791 番から 795 番までは同じ借受人の方の案件です。

791 番、大木六の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

792 番、早川の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

793 番、早川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

794 番、早川の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

795 番、早川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

796 番から 798 番までは同じ借受人の方の案件です。

796 番、長崎の畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 29kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

797 番、滝谷の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

798 番、滝谷の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

799 番、800 番は同じ借受人の方の案件です。

799 番、滝谷の田 17 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

800 番、滝谷の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

801 番、市野江甲の田 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

802 番、天野沢の田 3 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

803 番から 837 番は賃借権の再設定となりますので、説明を省略させていただきます。

第 4 号議案につきましては以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 13 番篠田委員の除斥を求めます。

(13 番篠田委員退席)

36 ページ 745 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。36 ページ 745 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、745 番案件は原案のとおり承認されまし

た。篠田委員の除斥を解きます。

(篠田委員着席)

続いて、推進委員 2 番松田委員の除斥を求めます。

(推 2 番松田委員退席)

38 ページ 752 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38 ページ 752 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、752 番案件は原案のとおり承認されました。松田委員の除斥を解きます。

(松田委員着席)

続いて、農業委員 18 番原澤委員の除斥を求めます。

(18 番原澤委員退席)

40 ページ 760 番、761 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。40 ページ 760 番、761 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、760 番、761 番案件は原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(原澤委員着席)

続いて、推進委員 5 番 笛木委員の除斥を求めます。

(推 5 番 笛木委員退席)

45 ページ 779 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。45 ページ 779 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、779 番案件については原案のとおり承認されました。笛木委員の除斥を解きます。

(笛木委員着席)

続いて、推進委員 21 番高村委員の除斥を求めます。

(推 21 番高村委員退席)

47 ページ 790 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。47 ページ 790 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、790 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(高村委員着席)

続いて、推進委員 19 番志太委員の除斥を求めます。

(推 19 番志太委員退席)

50 ページ 801 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。50 ページ 801 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、801 番案件については原案のとおり承認されました。志太委員の除斥を解きます。

(志太委員着席)

続いて、推進委員 1 番桑原委員の除斥を求めます。

(推 1 番桑原委員退席)

53 ページ 811 番、54 ページ 812 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。53 ページ 811 番、54 ページ 812 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、811番、812番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(桑原委員着席)

続いて、推進委員3番飯酒盃委員の除斥を求めます。

(推3番飯酒盃委員退席)

57ページ、58ページ 823番から826番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。57ページ、58ページ 823番から826番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、823番から826番案件については原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

(飯酒盃委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先の案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については全て承認されました。

日程 10 第5号議案 非農地通知について

議 長

日程 10 第5号議案 非農地通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

64ページをご覧ください。

64ページから69ページの表に記載されている農地は、本年8月に皆様から行っていただきました第1回農地パトロールにおいて、地目は農地になっているものの、現地が山林・原野化しており再生利用が見込めないと判断をいただいた土地になります。この農地については耕作放棄地ということになるのですが、今回、農地法第2条第1項に規定する耕作に供するための土地でないということで皆様から議決をいただきたいと思っております。

こちらの議決をいただきますと、農地台帳からこちらの農地が除外されるということになります。併せて、所有者の方につきましては、農業委員会の農地台帳から除外したということで、非農地通知を送付いたします。文書には地目の変更登記を促す文面を入れて発送し、所有者の方から現況にあった地目に変更登記をしていただくという流れになります。

また、今回非農地とした農地につきましては、69 ページにありますように、田 100 筆 24,817.86 m²、畑 191 筆 69,552.90 m²の計 291 筆 94,370.76 m²であります。

第 5 号議案につきましては以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 5 号議案 非農地通知については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は原案のとおり同意されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(15 時 10 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(15 時 50 分再開)

日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について

議 長

日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

71 ページをご覧ください。令和5年11月6日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が南魚沼市長より届いております。

この農用地利用集積等促進計画の概略については前回の総会でも説明しましたとおり、農地の貸借の一形態であります。農地法第3条の契約や農用地利用集積計画が相対契約であるのに対し、農用地利用集積等促進計画は新潟県農林公社が間に入った契約形態となります。これは新潟県農林公社が土地の所有者から農地を借り受けて中間管理権を設定し、その農地を農地中間管理機構が担い手に貸し付けるという流れになります。この計画案につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、協議の中で意見があった場合につきましては、意見付きということで、農業委員会から農林公社に回答を送付し、それを新潟県知事が公告するという流れになります。

今回の内容の説明といたしましては、新規の契約ではなく、既存の契約について耕作者を変えようという申請です。72 ページの表をご覧くださいますと、利用権を移転する土地という欄にはそれぞれ土地の所在、地目、面積について記載があります。また右に行きますと、利用権を移転する者という欄がありますが、こちらは今まで耕作をしていた方の名前が入ります。さらに横に行きますと、利用権の移転を受ける者という欄がありますが、こちらは新しく耕作をする方の名前が入ります。ですので、今回の申請の場合、今まで耕作をされていた方が何らかの理由により新しい耕作者の方に利用権を移転するといった内容になります。

協議第1号につきましては以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員1番青木委員の除斥を求めます。

(1番青木委員退席)

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり承認されました。青木委員の除斥を解きます。

(青木委員着席)

日程12 その他

議 長

日程12 その他についてですが、ここでJAと農業共済から今年の作柄状況についてのご報告をいただきたいと思えます。農業委員4番小幡委員。

4番小幡委員

JAみなみ魚沼のコシヒカリの集荷状況と検査の状況について報告します。
以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、小幡委員、ありがとうございました。

続きまして、農業委員5番関昭夫委員、お願いいたします。

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6年 1月 25日

南魚沼市農業委員会 会長

並木 孝夫

会議録署名委員

佐々木 大輔

会議録署名委員

西野 徳光
